

ユギムラ 月極保育 よくある質問

1	企業主導型保育事業とはどんな制度ですか？	回答	28年度から待機児童解消のために内閣府が創設した保育事業です。企業が自ら保育所を設置し近隣法人のお子様や地域のお子様をお預かりする保育施設です。位置づけは認可外保育所ですが設置基準、運営基準は認可保育園と同等で非常に手厚い保育を受けることができます。保育料も認可保育園と同等か、高収入世帯では認可園を下回る料金設定となっております。
2	企業主導型保育事業とは認可保育園ですか？	回答	いいえ、認可外保育所です。
3	入園の手続きは市役所への申請になりますか？	回答	認可外保育所ですので園との直接契約となります。定員が空いていれば翌日からでも保育が可能です。
4	預かり年齢は？	回答	生後2ヶ月～2歳児までとなります。
5	保育曜日と時間を教えてください。	回答	年末年始（12/29～1/3）を除き年中無休です。 日曜祝日の保育が必要な場合は一時保育（ジョイフル保育）扱いとなり別料金です。 保育時間は平日7:30～18:30（19:30） 土日祝日は8:00～18:00です。
6	入園金はかかりますか？	回答	月極保育はかかりません。 土日祝日の一時保育（ジョイフル保育）をご利用の場合は入園金3000円がかかります。
7	求職中でも入園できますか？	回答	入園には両親の就労証明書または保育が必要と市が認める支給認定が必要となります。求職中でも入園はできますが、入園後1ヶ月以内に就労証明書を提出していただく必要があります。
8	週に3日しか働いていないのですが入園できますか？	回答	できます。就労時間の長短や雇用形態（正社員・パート）は関係ありません。
9	入園の際、就労時間が長い・母子家庭など優先になる項目はありますか？	回答	ありません。先着順となります。
10	定員が従業員枠と地域枠に分かれているのはなぜですか？	回答	企業主導型保育事業では定員の半分以上は従業員枠にする必要があります。ユギムラは全体定員を12名と設定していますので6名以上は従業員枠にしなくてはなりません。

1 1	定員の従業員枠と地域枠の違いを教えてください？	回答	<p>従業員枠・・・当園の職員の子、利用協定を結んだ企業の従業員のお子様。</p> <p>地域枠・・・地域のお子様</p> <p>従業員枠の方は料金が 60,000 円/年 安くなります。</p>
1 2	従業員枠を利用するために必要な手続きを教えてください？	回答	<p>従業員枠をご利用される場合、保護者が雇用されている企業（法人）と当園が「保育所利用に関する協定」を結ぶ必要があります。</p>
1 3	法人間の協定書とは何ですか？	回答	<p>企業主導型保育事業では全体の定員の半分以上（ユギムラでは6名以上）は従業員枠である必要があります。保育事業者（ことのは・子育てはあと(株)）と、保育所の利用協定を締結している法人の従業員のお子様は従業員枠として利用することができます。利用協定を結ぶことでの費用発生はありませんし、毎月の保育料は安くなりますが、年度途中で認可園の入園を待ちながらの従業員枠のご利用はできません。</p> <p>なお、社会保険ではない国（主に公務員）や自治体での勤務の方は従業員枠の対象外となりますのでご注意ください。</p>
1 4	法人間の協定書は近隣の法人のみですか？	回答	<p>いいえ。企業(法人)の所在地は関係ありません。国に定められた条件として「社会保険適用事業所」であることが決められていますので、それを満たしていれば原則どこの法人でも利用協定を結ぶことができます。必要があれば当園から先方企業へ連絡をし、協定締結についての説明をさせていただきます。</p>
1 5	保育料以外にも発生する料金がありますか？	回答	<p>教材費、施設維持費、冷暖房費、給食費などはすべて保育料金の中に含まれます。</p> <p>行事を行う際も、保育料とは別に保護者から料金を徴収することはありません。</p> <p>よって月々の保育料以外の費用負担はありません。</p>

16 体調不良児保育とは何ですか？

回答

登園の際は元気だったお子様が、日中体調を崩し熱が上がったり咳がひどい場合に他の子とは別スペースでお預かりすることです。利用できるのは当園月極児童に限られます。できるだけお仕事を休み・早退させることがないよう対応させていただきますが、病児保育や病後児保育ではありませんので、インフルエンザやノロウイルスなどの感染症には対応しておりません。また体調不良児保育の実施は平日のみで土日祝日は対応しておりません。